

「羽田新飛行経路の運用の賛否を問う品川区民投票条例」について

令和2年12月25日

品川区議会自民党 幹事長 石田秀男

小芝 新 鈴木真澄 芹澤裕次郎

本多健信 西村直子 湯澤一貴 渡辺裕一

12月17日に、区長から条例制定について「反対」の「意見」（同封資料）を添えて議会に条例が提出されました。区民の2万を超える署名であり、厳粛に受け止め、我が会派も議論を重ねて参りました。

平成25年、国から新飛行ルート案が出され、区民の皆様から様々なご意見を頂き、我が会派が中心となって区議会で、平成31年3月「品川上空を飛行する新飛行ルート計画に関する決議」を、令和元年9月「品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議」を全会一致で可決し、国土交通省に提出しました。

そして、令和2年2月から実機飛行、3月から本格運用が開始されました。我が会派は、区民の不安払しょくに向け、騒音や落下物対策の更なる強化、ルートの再考および固定化回避を行うため、令和2年3月、国土交通省航空局長へ直接、固定化回避の申し入れを行い、5月には赤羽一嘉国土交通大臣あての羽田空港機能強化に関する要望を国土交通政務官に直接提出しました。

その結果、国土交通省は地域の皆様の要望を踏まえ、令和2年6月に「羽田新経路の固定化回避に係る技術的方策検討会」が設置され、今年度中に、考えられる技術的選択肢のメリット・デメリットが整理される予定です。（同封資料）

今回の条例は、二者択一式であり、区民の意思を適切に反映する方法とは思われません。

また、条例に賛成する議員から修正案が提出されました。原案に対する2万を超える、署名活動において、請求人等が直接その場で条例を区民お一人お一人に示し、丁寧に説明が行われ、内容についてご理解いただきながら署名されたものと理解しています。その案に修正を加えることは、署名された方全員の意思を反映したものではないと考えます。

他にも、まだまだ問題があることから、我が会派は本条例および修正案には反対いたしました。

これからも、区民の不安を払しょくするため、国・都・区の各級議員が一丸となって国土交通省に要望し、固定化回避が実現できるよう活動してまいります。

ご指導、ご支援よろしく願いいたします。

参考資料 濱野 健区長：意見全文（12/23 付）

今回の直接請求に係る条例案（以下「本条例案」という。）は、羽田新飛行経路の運用に対し、区民の意思を確認し航空行政に反映させるため区民投票を行い、区長および区議会は、その結果を尊重しなければならないとするものであります。

しかしながら、本条例案には次の問題があります。

1 区議会および区長が既に国に対して意見を表明し、要望を伝えている点について

羽田新飛行経路に関して、区議会では、平成31年3月26日に「品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画に関する決議」を、令和元年9月20日に「品川上空を飛行する羽田新飛行ルート計画決定に関する決議」を行い、区民の不安払しょくにつながる効果的な対策の実施と、ルートの再考および固定化を避ける取り組みを強く求めています。

令和2年3月29日からの羽田新飛行経路の本格運用開始後、区民から不安の声が寄せられたことや、新型コロナウイルス感染症の影響による航空需要の低下を踏まえ、区長として、同年5月20日、国土交通省を訪れ、落下物対策や騒音環境軽減に向けた更なる取り組みの実施や、都心上空を飛行する新飛行ルートを固定化することがないよう国土交通大臣あてに申し入れしています。

区民の不安払しょくに向け、これらの点に関して国に対し強く求めていくことが区として重要であり、今後も区長の姿勢に変更はありません。

2 区民の意思の反映について

第一に、本条例案第10条第2項で「区長及び区議会は、新飛行経路の運用に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数のいずれか多数の区民の意思を尊重しなければならない」と規定しているところ、区民の意思の表明であるというためには、区民投票において投票した者の総数が一定程度以上でなければならないと考えます。

したがって、投票資格者数の一定程度以上の投票者数があることを、区民投票の成立の要件として条例に規定することによって、初めて投票結果を区民の意思として尊重するという判断ができると考えます。

第二に、本条例案は羽田新飛行経路の運用に対し「賛成」または「反対」の二者択一式の投票を求めています。例えば「反対」として投じられた投票については、「羽田新飛行経路の運用自体に反対する」趣旨なのか、「羽田新飛行経路の運用自体には賛成だが、飛行時間、飛行頻度等に見直しが必要と考えているため反対する」趣旨なのか判別できません。これは「賛成」の投

票においても同様です。

本件のように、多様な観点から論じられるべき事案について、単に結論のみの記載を求める二者択一式の投票は、区民の意思を適切に反映する方法として、ふさわしいとは思われません。

3 新型コロナウイルス感染症対策実施の中、約1億5千万円もの経費がかかる点について

この区民投票実施に際しては、約1億5千万円の経費が必要となることが見込まれ、新型コロナウイルス感染症対策中に実施すべきことか慎重に検討する必要があります。

区では、新型コロナウイルス感染症拡大の抑制、生活に多大な影響を受けた区民の負担軽減と区全体の活力向上等のため、令和2年度において既に6回にわたり、合計622億円を超える補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症に関する対策を実施しております。今後も新型コロナウイルス感染症に対して迅速かつ適切な財政支出が必要となることが予想される中、多額の経費をかけて区民投票を実施することには慎重であるべきであると考えます。

4 羽田新飛行経路の運用は国の決定事項である点について

羽田新飛行経路の運用は、国として進められてきたものであり、当該運用に関する意見調整を含め、国が責任を持って実施すべきです。

また、羽田新飛行経路の直下になる自治体は27区市町にのぼるため、国家的見地から羽田新飛行経路の運用について国が調整していくべきものであり、羽田新飛行経路下の一部である品川区のみにおいて、運用の賛否について区民投票に付すのは適当ではないと考えます。

以上の問題が認められることから、本条例案による条例制定について反対するものであります。

令和2年12月23日

品川区長 濱 野 健